

児童相談所に対する調査

訪問した児童相談所（各都道府県・指定都市1か所ずつ計60か所）の調査結果をまとめたものであり、182の全児童相談所の結果ではない

（注）本文中に記載される文言の取扱い

- ・「児相」 = 児童相談所
- ・「一保」 = 一時保護所
- ・「婦相」 = 婦人相談所
- ・「児家セン」 = 児童家庭支援センター
- ・「家児相」 = 家庭児童相談室

2 児童相談所に対する調査 【訪問調査実施相談所一覧表】

自治体名	実施日	訪問調査した児童相談所名
北海道	2月22日	中央児童相談所
青森県	2月15日	中央児童相談所
岩手県	2月16日	福祉総合相談センター
宮城県	3月11日	中央地域子どもセンター
秋田県	3月16日	中央児童相談所
山形県	3月10日	中央児童相談所
福島県	3月9日	会津児童相談所
茨城県	11月19日	福祉相談センター
栃木県	3月10日	中央児童相談所
群馬県	2月8日	中央児童相談所
埼玉県	1月19日	中央児童相談所
千葉県	2月21日	中央児童相談所
東京都	11月18日	児童相談センター
神奈川県	3月18日	中央児童相談所
新潟県	2月9日	中央児童相談所
富山県	11月11日	富山児童相談所
石川県	11月12日	中央児童相談所
福井県	2月3日	総合福祉相談所
山梨県	2月16日	中央児童相談所
長野県	2月15日	中央児童相談所
岐阜県	2月25日	中央児童相談所
静岡県	3月17日	中央児童相談所
愛知県	12月17日	中央児童・障害者相談センター
三重県	2月24日	北勢児童相談所
滋賀県	2月4日	中央子ども家庭相談センター
京都府	3月2日	宇治児童相談所
大阪府	2月23日	岸和田こども家庭センター
兵庫県	12月14日	中央こどもセンター
奈良県	12月1日	中央こども家庭相談センター
和歌山県	12月2日	子ども・障害者相談センター
鳥取県	2月22日	中央児童相談所
島根県	3月15日	浜田児童相談所
岡山県	2月21日	中央児童相談所
広島県	3月23日	中央児童相談所
山口県	3月14日	中央児童相談所
徳島県	2月3日	徳島児童相談所
香川県	3月28日	子ども女性相談センター
愛媛県	3月29日	中央児童相談所
高知県	2月4日	中央児童相談所
福岡県	3月10日	中央児童相談所
佐賀県	2月22日	中央児童相談所
長崎県	2月21日	中央児童相談所
熊本県	4月20日	中央児童相談所
大分県	3月23日	中央児童相談所
宮崎県	3月24日	中央児童相談所
鹿児島県	4月22日	児童総合相談センター
沖縄県	1月21日	中央児童相談所
札幌市	2月21日	札幌市児童相談所
仙台市	3月15日	仙台市児童相談所
さいたま市	1月17日	さいたま市児童相談所
千葉市	1月26日	千葉市児童相談所
横浜市	3月2日	中央児童相談所
川崎市	3月3日	中央児童相談所
名古屋市	12月16日	名古屋市児童相談所
京都市	3月1日	児童福祉センター
大阪市	2月22日	大阪市中央児童相談所
神戸市	12月13日	こども家庭センター
広島市	3月22日	広島児童相談所
北九州市	2月8日	子ども総合センター
福岡市	2月7日	こども総合相談センター

① 立入調査等の実施状況

調査を行った60児童相談所中、36児童相談所(60.0%)で立入調査が実施され、44児童相談所(73.3%)で警察官の援助委託が行われていたが、知事勧告を実施した児童相談所はなかった。

		平成15年度			
		立入調査	警察官の援助	知事の勧告	
1	北海道	中央児童相談所	0	3	0
2	青森県	中央児童相談所	1	1	0
3	岩手県	福祉総合相談センター	0	0	0
4	宮城県	中央地域子どもセンター	1	1	0
5	秋田県	中央児童相談所	1	1	0
6	山形県	中央児童相談所	1	1	0
7	福島県	会津児童相談所	0	0	0
8	茨城県	福祉相談センター	0	0	0
9	栃木県	中央児童相談所	0	0	0
10	群馬県	中央児童相談所	1	6	0
11	埼玉県	中央児童相談所	1	2	0
12	千葉県	中央児童相談所	0	3	0
13	東京都	児童相談センター	0	2	0
14	神奈川県	中央児童相談所	2	1	0
15	新潟県	中央児童相談所	0	1	0
16	富山県	富山児童相談所	3	25	0
17	石川県	中央児童相談所	1	2	0
18	福井県	総合福祉相談所	0	1	0
19	山梨県	中央児童相談所	4	4	0
20	長野県	中央児童相談所	0	0	0
21	岐阜県	中央児童相談所	6	4	0
22	静岡県	中央児童相談所	1	0	0
23	愛知県	中央児童・障害者相談センター	3	0	0
24	三重県	北勢児童相談所	0	22	0
25	滋賀県	中央子ども家庭相談センター	8	4	0
26	京都府	宇治相談所	3	2	0
27	大阪府	岸和田こども家庭センター	0	3	0
28	兵庫県	中央こどもセンター	6	5	0
29	奈良県	中央子ども家庭相談センター	2	0	0
30	和歌山県	子ども・障害者相談センター	2	2	0
31	鳥取県	中央児童相談所	15	4	0
32	島根県	浜田児童相談所	0	0	0
33	岡山県	中央児童相談所	9	5	0
34	広島県	中央児童相談所	1	1	0
35	山口県	中央児童相談所	0	0	0
36	徳島県	徳島児童相談所	1	2	0
37	香川県	子ども女性相談センター	2	1	0
38	愛媛県	中央児童相談所	0	0	0
39	高知県	中央児童相談所	0	1	0
40	福岡県	中央児童相談所	5	1	0
41	佐賀県	中央児童相談所	0	0	0
42	長崎県	中央児童相談所	2	1	0
43	熊本県	中央児童相談所	19	10	0
44	大分県	中央児童相談所	12	1	0
45	宮崎県	中央児童相談所	8	8	0
46	鹿児島県	児童総合相談センター	0	4	0
47	沖縄県	中央児童相談所	1	1	0
48	札幌市	札幌市児童相談所	0	0	0
49	仙台市	仙台市児童相談所	0	0	0
50	さいたま市	さいたま市児童相談所	0	0	0
51	千葉市	千葉市児童相談所	0	4	0
52	横浜市	中央児童相談所	0	0	0
53	川崎市	中央児童相談所	4	4	0
54	名古屋市	名古屋市児童相談所	1	1	0
55	京都市	児童福祉センター	2	2	0
56	大阪市	大阪市中央児童相談所	14	5	0
57	神戸市	こども家庭センター	2	2	0
58	広島市	広島市児童相談所	2	2	0
59	北九州市	子ども総合センター	2	3	0
60	福岡市	こども総合相談センター	0	1	0

※立入調査＝児童虐待の防止等に関する法律第9条の立入調査等
 警察官の援助＝児童虐待の防止等に関する法律第10条の警察署長に対する援助要請等
 知事の勧告＝児童虐待の防止等に関する法律第11条の知事の勧告

② 常勤職員の平均在任期間(過去3年の平均)

		所長	児童福祉司	心理判定員	一時保護職員	
訪問調査を実施した相談所の平均		2年 5月	3年 6月	4年 8月	3年 9月	
1	北海道	中央児童相談所	3年 0月	3年 3月	2年 11月	2年 4月
2	青森県	中央児童相談所	1年 6月	3年 5月	2年 0月	2年 6月
3	岩手県	福祉総合相談センター	3年 0月	2年 0月	2年 3月	2年 1月
4	宮城県	中央地域子どもセンター	2年 0月	3年 4月	2年 6月	3年 0月
5	秋田県	中央児童相談所	2年 0月	2年 0月	3年 0月	3年 0月
6	山形県	中央児童相談所	1年 6月	3年 0月	4年 0月	3年 4月
7	福島県	会津児童相談所	2年 0月	3年 5月	3年 5月	6年 0月
8	茨城県	福祉相談センター	1年 5月	3年 6月	3年 5月	3年 7月
9	栃木県	中央児童相談所	2年 0月	3年 2月	4年 4月	2年 10月
10	群馬県	中央児童相談所	1年 6月	2年 5月	2年 8月	1年 9月
11	埼玉県	中央児童相談所	2年 0月	2年 11月	3年 0月	3年 8月
12	千葉県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	3年 0月	5年 0月
13	東京都	児童相談センター	1年 4月	3年 7月	4年 6月	3年 8月
14	神奈川県	中央児童相談所	1年 6月	4年 0月	4年 2月	4年 10月
15	新潟県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	4年 0月	3年 0月
16	富山県	富山児童相談所	2年 6月	5年 0月	4年 8月	4年 9月
17	石川県	中央児童相談所	1年 6月	6年 0月	4年 0月	2年 6月
18	福井県	総合福祉相談所	2年 0月	2年 4月	2年 11月	2年 0月
19	山梨県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	4年 0月	2年 6月
20	長野県	中央児童相談所	2年 0月	1年 11月	2年 6月	5年 8月
21	岐阜県	中央児童相談所	3年 6月	1年 10月	2年 8月	2年 7月
22	静岡県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	3年 0月	3年 0月
23	愛知県	中央児童・障害者相談センター	3年 6月	2年 0月	3年 0月	2年 9月
24	三重県	北勢児童相談所	3年 0月	3年 0月	3年 0月	3年 0月
25	滋賀県	中央子ども家庭相談センター	2年 6月	3年 3月	1年 7月	5年 3月
26	京都府	宇治相談所	3年 1月	5年 10月	4年 5月	2年 8月
27	大阪府	岸和田子ども家庭センター	2年 0月	2年 0月	4年 4月	年 月
28	兵庫県	中央子どもセンター	2年 3月	4年 0月	5年 0月	年 月
29	奈良県	中央子ども家庭相談センター	5年 9月	3年 8月	1年 8月	6年 0月
30	和歌山県	子ども・障害者相談センター	2年 0月	3年 2月	3年 7月	2年 5月
31	鳥取県	中央児童相談所	1年 0月	1年 8月	1年 9月	1年 6月
32	島根県	浜田児童相談所	6年 0月	2年 6月	2年 8月	2年 8月
33	岡山県	中央児童相談所	3年 0月	2年 5月	2年 9月	2年 6月
34	広島県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	3年 0月	3年 0月
35	山口県	中央児童相談所	2年 0月	2年 7月	3年 8月	3年 4月
36	徳島県	徳島児童相談所	2年 8月	2年 11月	8年 7月	4年 0月
37	香川県	子ども女性相談センター	3年 0月	5年 4月	8年 9月	3年 2月
38	愛媛県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	4年 0月	13年 6月
39	高知県	中央児童相談所	3年 0月	5年 2月	5年 6月	7年 8月
40	福岡県	中央児童相談所	2年 0月	5年 0月	5年 0月	5年 0月
41	佐賀県	中央児童相談所	1年 5月	3年 0月	16年 3月	2年 3月
42	長崎県	中央児童相談所	3年 0月	2年 6月	3年 9月	3年 4月
43	熊本県	中央児童相談所	2年 0月	2年 5月	6年 0月	2年 0月
44	大分県	中央児童相談所	2年 0月	4年 0月	8年 0月	4年 0月
45	宮崎県	中央児童相談所	2年 0月	3年 0月	4年 0月	3年 0月
46	鹿児島県	児童総合相談センター	2年 0月	3年 6月	5年 0月	3年 6月
47	沖縄県	中央児童相談所	2年 0月	2年 8月	2年 4月	3年 2月
48	札幌市	札幌市児童相談所	1年 11月	5年 5月	5年 6月	3年 9月
49	仙台市	仙台市児童相談所	1年 10月	3年 11月	3年 1月	3年 6月
50	さいたま市	さいたま市児童相談所	年 月	年 月	年 月	年 月
51	千葉市	千葉市児童相談所	3年 0月	5年 3月	6年 0月	2年 4月
52	横浜市	中央児童相談所	1年 0月	6年 6月	5年 10月	4年 3月
53	川崎市	中央児童相談所	1年 6月	4年 0月	6年 6月	3年 6月
54	名古屋市	名古屋市児童相談所	1年 6月	3年 9月	6年 2月	3年 6月
55	京都市	児童福祉センター	2年 0月	3年 0月	11年 0月	5年 5月
56	大阪市	大阪市中央児童相談所	2年 6月	10年 0月	15年 0月	5年 0月
57	神戸市	子ども家庭センター	8年 0月	4年 2月	10年 7月	9年 4月
58	広島市	広島市児童相談所	2年 0月	3年 0月	6年 0月	2年 11月
59	北九州市	子ども総合センター	4年 0月	3年 0月	4年 0月	3年 0月
60	福岡市	子ども総合相談センター	3年 0月	3年 1月	9年 0月	4年 5月

※ さいたま市については、平成15年に開設のため、まだ異動者なし

③ 困難ケース及び児童相談所職員が加害行為を受けたケース数

調査を行った60児童相談所中、過去3年に職員が加害行為を受けたことのある児童相談所は、43か所(71.7%)もあった。

過去3年(平成13~15年)

			困難ケース	加害ケース
1	北海道	中央児童相談所	0	0
2	青森県	中央児童相談所	4	1
3	岩手県	福祉総合相談センター	3	0
4	宮城県	中央地域子どもセンター	2	1
5	秋田県	中央児童相談所	3	2
6	山形県	中央児童相談所	1	1
7	福島県	会津児童相談所	4	0
8	茨城県	福祉相談センター	10	6
9	栃木県	中央児童相談所	0	2
10	群馬県	中央児童相談所	10	1
11	埼玉県	中央児童相談所	13	5
12	千葉県	中央児童相談所	6	0
13	東京都	児童相談センター	132	1
14	神奈川県	中央児童相談所	5	1
15	新潟県	中央児童相談所	9	1
16	富山県	富山児童相談所	12	8
17	石川県	中央児童相談所	10	0
18	福井県	総合福祉相談所	15	1
19	山梨県	中央児童相談所	9	1
20	長野県	中央児童相談所	3	0
21	岐阜県	中央児童相談所	20	1
22	静岡県	中央児童相談所	3	1
23	愛知県	中央児童・障害者相談センター	20	14
24	三重県	北勢児童相談所	70	10
25	滋賀県	中央子ども家庭相談センター	5	1
26	京都府	宇治相談所	3	1
27	大阪府	岸和田こども家庭センター	0	4
28	兵庫県	中央こどもセンター	15	0
29	奈良県	中央子ども家庭相談センター	3	0
30	和歌山県	子ども・障害者相談センター	3	1
31	鳥取県	中央児童相談所	4	1
32	島根県	浜田児童相談所	2	1
33	岡山県	中央児童相談所	21	2
34	広島県	中央児童相談所	6	0
35	山口県	中央児童相談所	3	0
36	徳島県	徳島児童相談所	2	0
37	香川県	子ども女性相談センター	8	6
38	愛媛県	中央児童相談所	1	1
39	高知県	中央児童相談所	10	0
40	福岡県	中央児童相談所	6	1
41	佐賀県	中央児童相談所	1	0
42	長崎県	中央児童相談所	3	1
43	熊本県	中央児童相談所	9	2
44	大分県	中央児童相談所	6	1
45	宮崎県	中央児童相談所	9	0
46	鹿児島県	児童総合相談センター	10	2
47	沖縄県	中央児童相談所	14	17
48	札幌市	札幌市児童相談所	3	3
49	仙台市	仙台市児童相談所	2	1
50	さいたま市	さいたま市児童相談所	6	2
51	千葉市	千葉市児童相談所	3	1
52	横浜市	中央児童相談所	0	0
53	川崎市	中央児童相談所	10	1
54	名古屋市	名古屋市児童相談所	19	0
55	京都市	児童福祉センター	6	1
56	大阪市	大阪市中央児童相談所	15	2
57	神戸市	こども家庭センター	60	10
58	広島市	広島市児童相談所	1	0
59	北九州市	子ども総合センター	12	15
60	福岡市	こども総合相談センター	13	3

※困難ケース＝警察と一緒でないに対応できないケース、あるいは身の危険を感じるケース
加害ケース＝実際に加害行為を受けたケース

④ 開所時間について

【調査結果のポイント】

訪問調査した児童相談所の開所時間は以下のとおり。

- 開所時間は8：30が多く、遅くても9：00には開所。
- 閉所時間は17：15が多く、遅くても18：15には閉所。
- 土曜日に開所している児童相談所は2か所
(埼玉県 8：30～17：15)
(東京都 9：00～17：00)
- 日曜日に開所している児童相談所は1か所
(東京都 9：00～17：00)

⑤ 外部識者等からのスーパービジョンの状況について

【調査結果のポイント】

- 児童相談所の多くは、何らかの形でスーパービジョンを受けている。
- 外部識者としては、各自治体によるが、近隣の大学講師、弁護士、医師（小児科医、精神科医、臨床心理司）からによるスーパービジョンが多い。
- また、検討会や専門家チーム等を設置し、警察等を含めた合同のスーパービジョンや、各自治体の審議会への諮問等によるものも多い。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ 不登校等児童の治療合宿事業（臨床心理学の大学教授による集団心理療法キャンプ）（福井県）
- ・ 家族療法研修会（臨床心理学の大学教授による面接陪席、ケース検討会）（福井県）
- ・ 県弁護士会の「子どもの人権センター」と定期的に会合を行い、助言を得ている（岐阜県）
- ・ 虐待を行う保護者に対するグループカウンセリングの実施方法等について、心理学専攻の大学教授からスーパーバイズを受けている（岐阜県）
- ・ 子ども人権審査委員会（弁護士、医師、心理学者等で構成）月1回開催（神奈川県）
- ・ 小児科医師、法医学医師、弁護士からなる専門会議からの助言（新潟県）
- ・ 虐待事案で保護者が虐待事実を争うような場合、こどもアドバイザー（法医学医師）に診断を依頼して、医学診断を受けている（兵庫県）
- ・ 弁護士、小児科医、教授等で構成されている「子育て支援専門家チーム」から助言指導（栃木県）
- ・ 4名の児童思春期専門精神科医（群馬大）に各々月1回、カウンセリング等を通じてスーパービジョンを受けている（群馬県）
- ・ 児童虐待対応サポートチーム（弁護士、小児科医、精神科医、臨床心理司等）からの助言指導（いつでも電話等で相談できる仕組み）を受けて

いる（徳島県）

- ・外部の専門家（医師・弁護士・大学教授・臨床心理士・養護施設 等）を入れたケース検討会（奇数月に定例的に開催）で受けている（熊本県）
- ・家裁調査官、弁護士、大学助教授等から、研修等で受けている（鹿児島県）

など

⑥ 医師、弁護士との協力関係について

【調査結果のポイント】

- 医師との協力関係では、小児科医・精神科医を嘱託医としている児童相談所が多く、いずれも定期的に受診・カウンセリングという形で協力関係を結んでいるケースが多かった。常勤の医師を配置している児童相談所はごく少数にとどまっている。
- 弁護士との協力関係では、大半の児童相談所が法的対応や法的判断の求められるケースについて、弁護士から相談や助言を得ていた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

● 医師との協力関係

- ・ 児童養護施設における入所児童処遇に関するスーパーバイズ（福島県）
- ・ 診察結果のフィードバックとかかわり方についてのアドバイス、病院の紹介（千葉県）
- ・ 総合療育相談センターに配置されている児童精神科医師が中央児童相談業務に携わっている。定例の処遇会議への出席、ケースカンファレンスへの参加、週1回の電話での医療相談（神奈川県）
- ・ 「児童虐待・DV防止処遇検討専門会議」を定期的及び必要時に開催し、児童虐待の処遇困難事例に対して、専門委員である医師、弁護士から専門的助言をうけている（新潟県）
- ・ 副所長に医師を登用（山梨県）
- ・ 常勤医、非常勤医との連携により医学的診断を行う（三重県）
- ・ 医療機関に一時保護委託を行う場合の委託費加算の県単措置を行っている（三重県）
- ・ 不登校、性格行動、非行、虐待、ADHDなど発達障害相談における医学的診断、指導（兵庫県）
- ・ 県福祉事務所単位で実施している「子どもSOS地域連絡会議」に医師会も出席し、情報交換を行っている。（鹿児島県）
- ・ 児童福祉センター診療科と合築（京都市）
- ・ 常勤の精神科医は精神医学的診断。区虐待防止ネットワークへの医師参

加、協力病院の設定（大阪市）

- ・小児科医→3歳未満の児童を対象とした療育手帳の診断及び特別児童扶養手当診断書の作成、一時保護所入所児童の診察（広島市）
- ・虐待ケースの診断や入院受け入れを依頼（福岡市）

など

● 弁護士との協力関係

- ・各相実施の児童相談所法律相談実施事業として28条ケース、立入り調査等事前事後の助言。相談は随時、1回あたり5,000円/H（青森県）
- ・県単独事業で弁護士と契約（宮城県）
- ・非常勤弁護士の全児童相談所配置（東京都）
- ・子の監護、親権、経済問題、後見人（富山県）
- ・県弁護士会「子どもの人権センター」との定期的懇親会で事例検討（岐阜県）
- ・ケースにより面接に同席（愛知県）
- ・主に児童虐待ケースマネジメントアドバイザー事業を通じて（滋賀県）
- ・虐待事案における28条申請手続きの代理（兵庫県、和歌山県、沖縄県、京都市）
- ・保護者折衝または加害者指導（兵庫県、沖縄県）
- ・法的介入にかかわるコンサルテーション（委託契約、年間25時間分予算獲得、30分5,000円、超えた部分はボランティア）（和歌山県）
- ・家裁への申し立て（大分県）
- ・ケースワーク上必要な法知識、法手続き、法的スーパーバイズ（川崎市）
- ・県弁護士会の弁護士とケース検討（虐待防止サポート制度により契約、虐待以外は必要に応じて）（神戸市）

など

⑦ 所長の児童相談所についての現状認識について

【調査結果のポイント】

- 児童相談所長のほとんどが、虐待相談件数の増加と困難事例の増加による、職員の業務過多と専門性の向上の必要性、人的不足、等を認識している。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ 専門性の質の確保は、まず量を増やし、職員が心身共にゆとりをもってケース対応できる体制から始まると考えている（青森県）
- ・ 虐待・非行等処遇困難なケースが増加しており、職員の業務量が増加している状況から、児童福祉司の増員を含めて体制整備が必要（奈良県、和歌山県）
- ・ 一時保護施設の充実が必要（奈良県）
- ・ スーパーバイザーと専門性の確保が課題（鳥取県）
- ・ 単に対症療法的業務遂行にとどまらず、社会情勢を見据え将来の児童問題の発生抑制的対応にも目を向けるべき（岡山県）
- ・ 児童虐待相談の増加や凶悪事案など、質・量が変化してきており、様々なニーズに応えにくくなっている。
- ・ 虐待を行った保護者等に対し、再発予防と家族再統合を図るための相談体制を強化する必要がある（岐阜県）
- ・ 従来の枠組みにない相談の増加により、児相の機能だけでは対応できない事例が増え職員の負担増になっている（京都市）
- ・ 区レベルでの連絡会議を設置したが、虐待件数の増加に伴い、地域におけるネットワークの充実が課題（大阪市）
- ・ 児相の相談援助を拒む保護者への指導援助には限界がある（京都府）
- ・ 虐待対応の法的な不十分さや矛盾は多く、受け皿となる児相の体制や法的な後盾の整備もなしに、児相一極集中の現状を容認した改正に不安を感じつつも対応せざるを得ない（秋田県）
- ・ 管轄が広く、虐待等への適切な対応のため、夜間等の緊急対応体制やケース処遇対応を強化していかなければならない（山形県）

- ・専門性の獲得について、大変であるということから、児相勤務を希望する者が少ないなど、意欲的職員の養成・獲得に困難を来している（群馬県）
- ・虐待・養護ケースに追われ、非行問題に十分関わっていないこと。特に非行問題に対応する知識や技量などは虐待のものと違い、それらを学ぶための研修内容も不十分。国としても検討してもらいたい（埼玉県）
- ・不十分な人員体制と法整備に拘わらず、一義的な対応は成果を上げてきたが、処理能力の限界を迎えている（徳島県）
- ・児童虐待問題の解決には、家裁を柱とする司法関与の仕組みづくりが絶対条件と考えている（徳島県）
- ・職員には強制的な介入だけでなく、保護者を指導するという相反するものが求められており、専門性の確保が課題である（福岡県）
- ・児相が県民の期待に応えられているのか疑問である。責務を全うするには、権限と専門性が必須であるが、人事の問題もあり、必ずしも専門性が担保されるシステムとはなっていない（宮崎県）
- ・支援を必要とする児童が増加し、一時保護所及び施設の不足が深刻な状況（横浜市）
- ・従来の受け身的な相談業務から介入型への大きな転換を求められている。（広島市）
- ・各職種の専門性強化と所内スーパーバイズ体制の充実が喫緊の課題（福岡市）
- ・児相としては社会のニーズに応えるべき、適切に対応していく必要があることから、①急増する児童虐待の対応強化及び要保護児童の安全確保②児童虐待、非行等にかかる市町村単位の地域支援システムの構築③相談から保護、ケアまで総合的、専門的な相談支援拠点の整備が課題である（広島県）
- ・現在の児相は、多くの困難ケースを実務の中で培った判断力と勘とで何とか動いているのが現状で、常に見落とし、手遅れ、判断ミスと背中合わせ（広島県）

など

⑧ ケースの進行管理状況について

【調査結果のポイント】

- ケースの共有方法については、所内会議にて各職員が関係職員に報告・復命、その後会議内容を回覧するといった形での共有化が多く見受けられた。
- また、パソコン等のシステム化を図り、共有化を図っている児童相談所もあった。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ケース情報は、システムを作成し、専用フォルダーとして単独サーバーで管理（岩手県）
- ・パソコンの共有ファイル利用（群馬県）
- ・虐待を含む懸案ケースでは必要の都度、係、課、所単位で報告・助言する。虐待ケースでは、虐待対策班が2週間後に取組状況を確認する。1ヶ月以降はシステムから処理状況を出力し、担当児童福祉司ごとに進行管理する。一時保護児童の状況は朝夕の引継ぎ時に口頭で報告し、共有化を図る。（東京都）
- ・ケース危機管理はマニュアル作成（石川県）
- ・虐待ケースはケース進行管理表を作成（福井県）
- ・「県子ども相談センター虐待対応マニュアル」に基づき対応（岐阜県）
- ・虐待ケース管理台帳の作成及び更新（虐待全ケースを記載し、進行状況について毎月更新）（和歌山県）
- ・児童虐待ケースをエクセルファイルで一括管理し、ケース記録とリンクさせ、詳細な状況把握を可能（鳥取県）
- ・ハイリスクであるほど「被虐待児登録」「重症度表記」を厳重に行いケース記録を通して伝達（岡山県）
- ・児童虐待ケースは地区担当児童福祉司と児童虐待対策班で共有管理（愛媛県）
- ・必要な事例は対応に必要な事項を文書化し、各係長が各係員に文書配布あるいは回覧により指示、周知。内容によっては庁舎内の他機関、庁舎

管理委託業者にも周知、依頼（千葉市）

- ・受理会議、処遇会議でハイリスクとされたケースは「A」ケースとして管理台帳にのせ、主査が管理。調査状況、リスク評価、介入方法などを臨時あるいは定期処遇会議に諮る。その都度次期報告時期を設定（名古屋市）
- ・ケース管理表をパソコンに導入し、全職員が閲覧できる。（広島市）
- ・全職員の共有（リスクマネジメント） ①児童相談所情報処理システムによる受付状況の共有 ②課内回覧の受理・処遇会議簿による共有 ③「危機管理体制要領」による危機体制の共有（広島県）

など

⑨ 児童票の記載内容の確認について

【調査結果のポイント】

- 記載時点から内容確認については
 - ・ 受理、処遇会議終了後に記載
 - ・ 通報や相談があった都度記載
 - ・ 初回面接時に記載 等 から、所長までの決裁という形で内容確認、といった児童相談所が多い。
- また、時間的な制約により、作成や決裁が遅れている現状を指摘する回答もあった。

【自治体からの具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

● 記載時点

- ・ チーム協議までに担当児童福祉司が児童相談所情報管理システム（児童票作成）に入力（東京都）
- ・ 相談業務の合間に記載するので、記載、又は決裁が相当に遅れる傾向にある（兵庫県）
- ・ 時間的な制約や業務上の都合により、後日記載となることもある（山形県）

● 内容確認

- ・ 受理会議、処遇会議で児童票を出力し、チーム会議で確認、処遇方針の検討を行う（東京都）

など

⑩ ケースに対するアセスメントや総合診断の方法について

【調査結果のポイント】

- 初期対応における虐待リスクを判断するためのアセスメント票を作成している児童相談所は増えているが、虐待ケース以外のケースのアセスメントや虐待ケースにおける初期対応後の援助方針に関わるアセスメントについては、アセスメント票に基づくことなく、通常の所内会議等による協議・検討にとどまっているものが多い。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ 家族再統合を試みている場合、チェックリストを利用（青森県）
- ・ アセスメント診断表は作成していない。リスクアセスメント、社会診断等については面接時実施。児童については心理判定、行動観察に基づきアセスメント。一時保護児童は精神科による医学的診断実施（和歌山県）
- ・ アセスメント診断書等は未作成。スーパーバイザーを入れて会議を実施、診断・方針決定を行う（島根県、北九州市、栃木県）
- ・ 受理会議と処遇会議に於いて決定。在宅処遇と分離処遇は、児童や保護者の意向等を中心において、関係機関の意見を参考にしながら決定（山口県）
- ・ 自治体独自のものは作成していないが、厚労省や他の自治体（愛知県、埼玉県、横浜市等）のシートを活用している（富山県、山梨県）
- ・ 虐待ケースのうち、リスクが高いと思われるケースや要保護ケースの場合、リスクアセスメントを実施し、判定会議で検討の上、「プランニング票」を作成している（山梨県）
- ・ 虐待に関する在宅処遇と分離処遇の判断基準は、「県版子ども虐待ハンドブック」と「国子ども虐待対応の手引き」を参考にしている（長野県、岐阜県、愛知県）
- ・ 「処遇提案票」で社会診断、各種診断を総合診断にまでまとめあげて行っている（静岡県）
- ・ 治療指導事業対象のケースについては、定例会議等によりケースの状

態把握とアセスメントを実施。緊急時対応を要するためのアセスメントは臨時会議を実施、複数職員と精神科医師によりアセスメントを実施。総合診断についてはケース担当職員により実施（東京都）

- ・総合診断は、児童福祉司による社会診断、心理判定員による心理診断、医師による医学診断、一保職員による行動診断等、それぞれの診断結果を持ち寄り、相談援助方針を決定している（神奈川県）
- ・一時保護後の在宅処遇と分離処遇については、児童虐待追跡調査票（初期と現在の様子を客観的に示すもの）を参考にしている（新潟県）
- ・ケースワーカーの担当を、相談別・地区別・一部年齢別に定め、ケースワーカーが社会診断をする。児童の心理診断は心理判定員が、児童の保健面、保護者の精神面の診断は保健師が行う。総合診断はこれらの診断を元に担当者間で検討し、処遇方針を決定（兵庫県）
- ・家族再統合の虐待ケースについては横浜中央児相作成のチェックリストを準用（宮城県）
- ・アセスメントモデル（カナダのアセスメントシートを訳したもの）をチェックリストとして活用している（埼玉県）

など